

東郷町イメージキャラクターのデザイン画、着ぐるみの写真、映像又は動画  
及び名称の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町のイメージキャラクターのデザイン画、着ぐるみの写真、映像又は動画（以下「イラスト等」という。）及び名称（以下「愛称」という。）を使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本デザイン画等)

第2条 イラスト等の基本デザイン画及び愛称は、次に掲げるとおりとする。

(1) イラスト等の基本デザイン画 (別表)

(2) 愛称 トッピー

2 イラスト等の展開デザイン画については、町長が別に定める。

3 イラスト等及び愛称に関する一切の権限は、東郷町に帰属する。

(使用の申請)

第3条 イラスト等及び愛称（有体物、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては、認識することができない方式で作られた記録をいう。）若しくは映像又は音声で創作的に表現するものをいう。以下同じ。）を使用しようとする者は、イラスト等及び愛称使用許可申請書（様式第1。以下「申請書」という。）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、本町の職員が職務において使用する場合又は新聞、テレビ、雑誌その他報道関係機関が報道目的に使用する場合若しくはインターネットその他のマルチメディアによって単に周知する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の本町の職員が使用する場合にあっては、当分の間、イラスト等及び愛称を使用した物件を町長へ提示又は提出するものとする。

(使用の許可)

第4条 町長は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、イラスト等及び愛称使用（変更）許可書（様式第2）を申請者に交付するものとする。

2 前項の場合において、町長は、必要な条件を付することができるものとする。

(使用の不許可)

第5条 町長は、前条第1項の規定による審査の結果、申請書の内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) 本町のイメージ又は品位を害し、又は害するおそれがある場合
- (2) 自己の商標、意匠等として独占的に利用し、又は利用するおそれがある場合
- (3) イラスト等及び愛称の趣旨に反するおそれがある場合
- (4) 法令等に反し、又は反するおそれがある場合
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
- (6) 政治、思想及び宗教的活動に使用しようとする場合
- (7) イラスト等又は愛称を匿名若しくはこれらになりすまして使用しようとする場合
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、町長が使用を不相当と認める場合

2 前項の規定によりイラスト等及び愛称の使用を許可しないときは、イラスト等及び愛称使用不許可決定通知書（様式第3）により申請をした者に通知するものとする。

（完成物件の提出）

第6条 第4条の規定によりイラスト等及び愛称の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可に係る物件（以下「使用物件」という。）にイラスト等及び愛称を挿入し、完成した場合は、当該完成の日から14日以内に町長にイラスト等及び愛称使用物件完成報告書（様式第4。以下「報告書」という。）及び完成した使用物件（以下「完成物件」という。）ごとに1部を提出しなければならない。第7条の規定により許可を受けた者で使用物件に変更がある場合も、また同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める方法によるものとする。

- (1) 完成物件の実物の写しを添付する場合 完成物件の提示及び完成物件を写した写真の提出
- (2) 完成物件の提示が困難な場合 完成物件を写した写真その他参考となる資料の提出

3 使用者は、使用物件の製作を他の者に請け負わせる場合にあっては、報告書と

ともに東郷町イメージキャラクターのイラスト等及び愛称を使用した請負物件の製作に係る著作権等の法的取扱いについて（様式第6）を提出しなければならない。この場合において、当該製作に係る請負契約の書面の写し又は申請者若しくは使用者と請け負わせ者の関係が分かる書類を添付して提出しなければならない。

（使用内容の変更）

第7条 使用者は、当該使用許可を受けた内容を変更しようとするときは、イラスト等及び愛称使用許可変更申請書（様式第5）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定による申請書の提出に係る許可及び不許可の決定並びに通知については、第4条及び第5条の規定を準用する。

（使用料）

第8条 イラスト等及び愛称の使用料は、無料とする。

（遵守事項）

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) イラスト等及び愛称の使用許可を受けた目的並びに用途以外には、使用しないこと。
- (2) イラスト等の使用に際し、その表情、態様等の全部又は一部を変更、加筆、変形若しくは切り離して使用しないこと。ただし、町長が使用物件の性質又は完成物件の態様によりやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。
- (3) 1の使用物件において正面を必ず使用すること。
- (4) 使用物件には、「東郷町イメージキャラクター トッピー」をデザインの付近に必ず表示すること。ただし、町長が使用物件の性質若しくは完成物件の態様により表示することが困難又は著しく体裁を欠くと認めた場合は、この限りでない。
- (5) イラスト等を使用した物件の本体又は物件の包装、広告若しくはタグ（単に、配布又は頒布するチラシの類を除く。）に「©2012東郷町 トッピー」若しくは「©2012 t o g o t o w n t o p p y」と表示し、この表示の次にイラスト等及び愛称使用（変更）許可書（様式第2）に付された使用管理

番号を必ず表示すること。

- (6) 使用許可に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (7) 商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録及び意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録を行わないこと。
- (8) 第4条第2項の規定により付された条件に従って使用すること。
- (9) 前各号の事項のほか、町長が別に定める基準に従うこと。

（使用許可の取消し）

第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、イラスト等及び愛称の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により許可を取り消された者に対して当該許可に係る使用物件の回収を求めることができる。この場合において、当該使用物件の回収費用その他使用許可の取消しに伴い発生する一切の費用は、当該者が負担するものとする。

（経費等の負担）

第11条 町は、この要綱によりイラスト等及び愛称を使用した者に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第12条 町は、イラスト等及び愛称の使用に関する損失補償等について、一切の責任を負わない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、イラスト等及び愛称の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（平成24年11月28日要綱第47号）

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成25年2月19日要綱第4号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 28 日要綱第 13 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

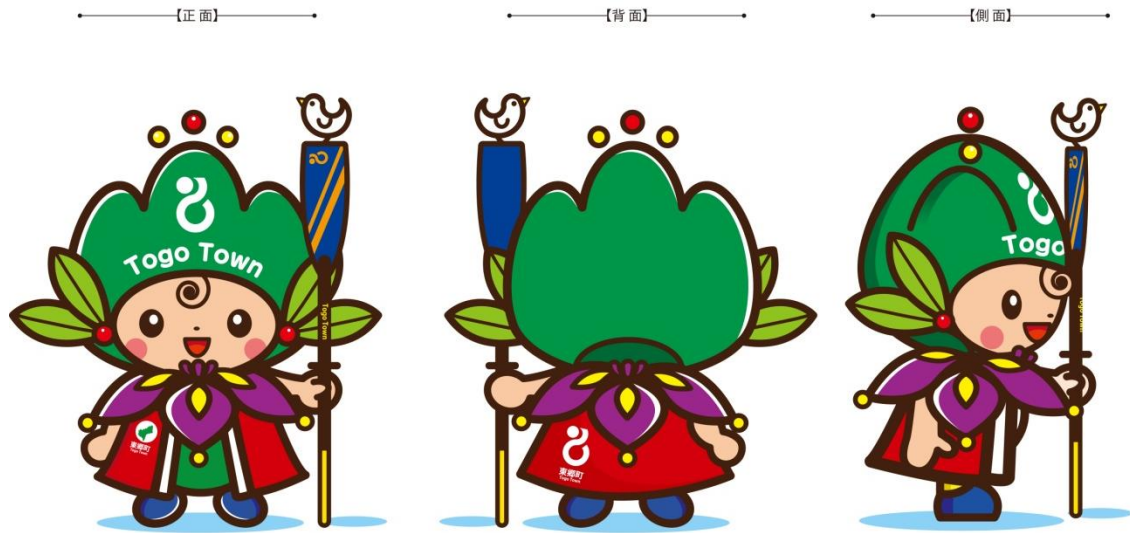
附 則（平成 26 年 6 月 25 日要綱第 21 号）

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。ただし、既に許可した物件が使用期間中である場合は、当該期間中については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 11 日要綱第 11 号）

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の東郷町イメージキャラクターのデザイン画、着ぐるみの写真、映像又は動画及び名称の使用に関する要綱の規定に基づき作成されている申請書その他の用紙は、改正後の東郷町イメージキャラクターのデザイン画、着ぐるみの写真、映像又は動画及び名称の使用に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表（第2条関係）



様式第1（第3条関係）

イラスト等及び愛称使用許可申請書

年 月 日

東郷町長 様

申請者 住所  
 (使用者)  
 氏名又は団体名  
 代表者

東郷町イメージキャラクターのイラスト等及び愛称を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

使用目的	
使用物件の区分、 名称及び数量	(1) 区分（いずれかに○） ア 紙類印刷物 イ 物品製造物 (2) 物件の名称（品名等） (3) 数量
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用概要（何に、どの ように使用するのか記 載してください。）	
販売の有無	有（ 円） ・ 無
使用物件の完成予定日	年 月 日
連絡先	担当者名 電話番号 Eメール

※添付書類等 使用概要等がわかる見本、デザイン、企画書等

様式第2（第4条関係）

第 号  
使用管理番号  
年 月 日  
様  
東郷町長 印

イラスト等及び愛称使用（変更）許可書

年 月 日付けの申請については、下記のとおり許可します。

記

使用者の住所及び	住所
氏名又は団体名	氏名（団体名）
使用目的	
使用物件	品名等
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
許可条件	
遵守事項	<p>(1) イラスト等及び愛称の使用許可を受けた目的及び用途以外に使用しないこと。</p> <p>(2) イラスト等の使用に際し、その表情、態様等の全部又は一部を変更、加筆、変形若しくは切り離して使用しないこと。</p> <p>(3) 1の使用物件において正面を必ず使用すること。</p> <p>(4) 「東郷町イメージキャラクター トッピー」をデザインの付近に必ず表示すること。</p> <p>(5) イラスト等を使用した物件の本体又は物件の包装、広告若しくはタグ（単に、配布又は頒布するチラシの類を除く。）に「©2012 東郷町 トッピー（使用管理番号）」若しくは「©2012 togo town toppy（使用管理番号）」を必ず表示すること。</p> <p>(6) 使用許可に係る権利を第三者に譲渡し、又転貸しないこと。</p> <p>(7) 商標法による商標登録及び意匠法による意匠登録を行わないこと。</p> <p>(8) 使用物件の完成の日から14日以内に、「イラスト等及び愛称使用物件完成報告書」（様式第4）（以下「報告書」という。）を完成した使用物件等とともに提出すること。</p> <p>(9) 「東郷町イメージキャラクター製作に係る著作権等の法的取扱いについて」（様式第6）を提出すること。</p> <p>(10) 使用物件の製作等を他の者に請け負わせる場合は、報告書に製作の請負契約書の写し等を添付すること。</p>



様式第3（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

東郷町長 印

イラスト等及び愛称使用不許可決定通知書

年 月 日付けの申請については、下記の理由により不許可としましたので通知します。

記

不許可の理由

様式第4（第6条関係）

イラスト等及び愛称使用物件完成報告書

年 月 日

東郷町長 様

申請者 住所  
(使用者)  
氏名又は団体名  
代表者

年 月 日付け 第 号（使用管理番号 ）で許可された使用物件の完成について、下記のとおり報告します。

記

該当 (いずれかに○)	提出等内容	備考
	完成物件 各1部	
	完成物件の提示及び完成物件を写した写真の提出	
	完成物件を写した写真その他参考となる資料の提出	
	完成物件の提出又は提示が困難な場合の理由（該当に○） ア 当該物件が巨大なため イ 当該物件の数が多いため ウ その他（ ）	

連絡先	担当者名 電話番号 Eメール
-----	----------------------

様式第5（第7条関係）

イラスト等及び愛称使用許可変更申請書

年 月 日

東郷町長 様

申請者 住所  
(使用者)  
氏名又は団体名  
代表者

年 月 日付け 第 号（使用管理番号 ）で許可  
された内容の変更について、下記のとおり申請します。

記

変更内容	変更前	変更後

連絡先	担当者名 電話番号 Eメール
-----	----------------------

※ 変更内容の欄は、許可書に記載された事項のうち、変更に係るものを記入してください。

※ 添付書類等変更後の使用概要がわかる見本、デザイン、企画書等

様式第6（その1）（第6条関係）

東郷町長 殿

東郷町イメージキャラクターのイラスト等及び愛称を使用した物件の製作に係る著作権等の法的取扱いについて

年 月 日付け 第 号（使用管理番号 ）で許可を受けた使用物件の製作における著作権等の法的取扱いについて下記のとおり遵守します。

記

- 1 許可を受けた使用物件の製作に係る成果物（以下「成果物」という。）の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条を含む一切の権利）については、全て東郷町に帰属すること。
- 2 成果物の商標登録及び意匠登録を行わないこと。
- 3 成果物の著作者として的人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権等）を行使しないこと。
- 4 成果物に使用した東郷町イメージキャラクターのイラスト等及びその愛称を転貸し、又は転用しないこと。
- 5 東郷町イメージキャラクターのイラスト等の表情、態様等の全部又は一部を変更、加筆、変形若しくは切り離して使用しないこと。
- 6 成果物に使用した東郷町イメージキャラクターのイラスト等のデータは、使用後に削除すること。
- 7 請負物件の製作に当たり東郷町イメージキャラクターのイラスト等を下記以外の者に取り扱わせる必要がある場合は、上記の事項を遵守させるとともに、その旨を町に申し出ること。

年 月 日

申請者又は使用者

住 所

氏 名

（法人名等）

製作者（請負者）

住 所

氏 名

（法人名等）

様式第6（その2）（第6条関係）

東郷町長 殿

東郷町イメージキャラクターのイラスト等及び愛称を使用した請負物件の製作に係る著作権等の法的取扱いについて

年 月 日付で発注者 から請け負った東郷町イメージキャラクターの の製作における著作権等の法的取扱いについて下記のとおり遵守します。

記

- 1 東郷町イメージキャラクターの の製作に係る成果物（以下「成果物」という。）の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条を含む一切の権利）については、全て東郷町に帰属すること。
- 2 成果物の商標登録及び意匠登録を行わないこと。
- 3 成果物の著作者としての人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権等）を行使しないこと。
- 4 成果物に使用した東郷町イメージキャラクターのイラスト等及びその愛称を転貸し、又は転用しないこと。
- 5 東郷町イメージキャラクターのイラスト等の表情、態様等の全部又は一部を変更、加筆、変形若しくは切り離して使用しないこと。
- 6 成果物に使用した東郷町イメージキャラクターのイラスト等のデータは、使用後に削除すること。
- 7 請負物件の製作に当たり東郷町イメージキャラクターのイラスト等を下記以外の者に取り扱わせる必要がある場合は、上記の事項を遵守させるとともに、その旨を町に申し出ること。

年 月 日

製作者（請負者）

住 所

氏 名

（法人名等）